

社団法人日本フードスペシャリスト協会
日当等に関する規程

制定 平成19年 4月24日

改正 平成19年11月12日

第1条 社団法人日本フードスペシャリスト協会の日当等に関する事項はこの規程の定めるところによる。

第2条 役員の会議への出席や関係官庁・関係機関への出張に伴う日当は以下の通り支給する。

事由	支給額（手取額）
会議	10,000円
出張	5,000円

2 交通費については、総会及び理事会等への出席に限り、その都度、近郊地は一律10,000円、遠隔地は鉄道運賃又は航空運賃の実費と宿泊を伴う場合は宿泊費20,000円を支給する。

第3条 専門委員会（分科会を含む）及び研修会への出席に伴う報酬は以下の通りとする。

事由	区分	支給額（手取額）
会議	会長	30,000円
	委員長	30,000円
	副委員長	20,000円
	委員	15,000円
研修会	役員・委員	15,000円

第4条 原稿料は以下の通りとする。

区分	支給額（手取額）
会報執筆者	20,000円（原稿用紙10枚程度）
試験問題出題者	20,000円（1題）
試験問題添削者	10,000円

第5条 講演料は100,000円とする。

第6条 専務理事の報酬は月額710,000円とする。

2 通勤手当、厚生年金、健康保険、介護保険、労働保険の適用については、常勤役員は協会職員とみなす。

第7条 アルバイト代は1日10,000円とする。

第8条 前各条に定めのないものでも、状況により協会が支給の必要のあると認めた場合には、日当、報酬及び旅費を支給することがある。

第9条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。

附 則

この規程は、平成19年4月24日から施行する。

平成19年11月12日の改正後の規定は、改正の日から施行する。